

令和5年第17回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年9月4日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委 員 仲 山 英 之  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 中 田 尚 代  
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕  
(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

令和4年度歳入歳出決算について  
区立小中学校、幼稚園、保育園等の校庭等における釘等の埋没調査および除去について  
令和5年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について  
練馬区教育委員会不登校対策方針の改定について  
第2子保育料の無償化について  
令和5年度練馬子ども議会の開催結果について  
その他

開 会 午後 1時30分  
閉 会 午後 4時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長  
教育振興部教育総務課長

三 浦 康 彰  
櫻 井 和 之

同	教育施策課長	枝	村	聡
同	学務課長	杉	山	賢司
同	学校施設課長	柴	宮	深信
同	保健給食課長	唐	澤	貞信
同	教育指導課長	山	本	浩司
同	副参事	風	間	浩也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美紀
同	光が丘図書館長	山	崎	直子
こども家庭部長		関	口	和幸
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由美子
同	こども施策企画課長	佐	藤	重康
同	保育課長	清	水	輝一
同	保育計画調整課長	山	口	裕介
同	青少年課長	小	島	芳一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健太

教育長

それでは、ただいまから、令和5年第17回教育委員会定例会を開催する。  
案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告7件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。  
継続審議中の陳情1件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。  
継続審議中の協議2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告  
令和4年度歳入歳出決算について

教育長

次に、教育長報告である。  
本日は、7件ご報告を申し上げます。

初めに、報告の 番、令和4年度歳入歳出決算についてである。

この報告については、教育振興部・こども家庭部両部の事業にわたって、分量がかなりある。したがって、全体についてご説明をした後、まずはこども家庭部に関する事業についてご説明をし、その後、委員の皆様からご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。それが終了したら、次は教育振興部に関する事業について同様にご説明をし、ご意見、ご質問をさせていただきたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

それでは、ここでひとまずこども家庭部に関する事業は全部説明が終了した。冒頭の決算額も含めて、ここまでの間でご意見やご質問があったら、お願いします。仲山委員。

仲山委員

最後のところの16ページのところでお伺いしたいのだが、(2)の、障害児等受入れ体制の充実というところで、「障害のない医療的ケア児を障害児枠から外し」ということで、それで、この外された対象者はどのように対応されたのか。

子育て支援課長

今までは、例えば、障害児の枠が4人あったとすると、その4人の中で、障害児も、それから障害がない医療的ケア児も、その4人までという形でカウントしていたのだが、もしもそこに4人の障害児と、1人の障害のない医療的ケア児が申し込んだときには、誰か1人入れないという形になっていた。それが、外に出すということによって、障害児枠が4枠、医療的ケア児枠を1枠設けたので、そうすると、障害児4人と医療的ケア児1人が全員入れるという形になる。医療的ケア児はそれほど多くなく、1つの学童クラブにそう何人もいないわけではないので、大体1型糖尿病のお子さんだが、障害がないけれども医療的ケアは必要というお子さんの分を各学童クラブに1枠設けるといった形で、その枠で入ってもらう。それも優先枠にしたので、そのような形で対応している。

仲山委員

ケアが受けられなくなることはないわけであるか。

子育て支援課長

医療的ケアはそのまま受けられる。枠の扱いとして、優先枠を個別に新たに1枠設けたということである。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

5ページのところなのだが、今まで幾つか細かい事業のことについてお伺いして、日本の状況というのか、人口減だとか、それから、若い夫婦の方たちが子育てをしにくいという状況がある中で、とてもよくやっていただいているという印象を持った。

私の身近にいる若い方たちも、いろいろな区のこういう事業を利用して子育てをやっているという話を聞いた。それから、若い母親があまり孤独感を感じないで子育てをしているという、そんな話も聞いたところで、よかったと思っている。これからも子供の減少というのは続くと思うので、ますます力を入れて充実していただくとありがたいと感じたところである。

それから、1つお伺いしたいことがあるのだが、これも私の周りにいる子供のことなのだが、中学校を卒業して高校に入ってから、高校を退学して、その子がどこに自分の進路というか、生き方を相談したらいいかわからないという状況があって、こちらに来たときには、それなりにいろいろと相談できるのだが、そういうネットワークに引かからない子供たちが、何人か高校生の年齢の子供たちがいると思う。そういった高校生対象の居場所というか、相談場所というか、そこら辺の事業についてはこの中のどれに当てはまるのかというのを教えていただきたい。

以上である。

子育て支援課長

相談場所の回答ということでふさわしいかどうか分からないのだが、実は児童館では、中高生についての対応をさせていただいている。実際に先日も、それまで児童館の中の学童クラブにいて、その後児童館には遊びに来ていて、そのお子さんが実は高校を退学になってしまったみたいな話をしてきたといったことはある。

もともと不登校のお子さんが児童館に寄って、それから学校に行くといったようなことがあったり、あるいは、学校と家庭との間にワンクッション置くために、児童館に顔を出して、そこで少し自分の気持ちを整えたりといったことをしている。中高生カフェだけでなく、児童館の中で中高生事業というのをやっている中で、悩みを聞く、あるいはアドバイスをしている。そういう中で、専門的な相談にどこかつなげる必要があるという場合には、その話を聞いた児童館の職員が、どこに相談したらいいのかということを探しながらつなげているという状況があるので、お子さんによってはあるが、ただ話を聞いてほしいのか、あるいはどこかにつなげるのか、その辺のところは児童館でも対応させていただいているところである。

以上である。

青少年課長

春日町青少年館3階の若者サポートステーション隣接の居場所というのがあって、こちらで15歳以上の若者を対象に、ひきこもりや不登校状態にある若者が自立するための相談支援を行っている。スタッフがお話を聞くことや、利用者同士で話をすることによって、コミュニケーションと社会性を身につけて、自立のお手伝いをする事業をやっているところである。

以上である。

岡田委員

もう一度その場所をおっしゃっていただきたい。

青少年課長

春日町青少年館の3階に設置している。

岡田委員

ありがとう。

教育長

教育振興部では何かないか。

学校教育支援センター所長

今、委員からご質問のあった高校生のご相談についてである。教育振興部でも、高校生年代を対象とした相談支援事業を行っている。高校生でも、不登校や高校中退など、そういったご相談を受けている場所が、光が丘のつむぎフォローアップという場所でご相談を受けているので、もし何かあれば、こちらもご利用いただければと思う。

以上である。

岡田委員

ありがとう。

教育長

坂口委員。

坂口委員

12ページ、13ページの子ども家庭支援センター、今の報告を一生懸命聞いたが、自分ではうまく把握していないのかもしれない。こういう事業としては、例えば、ヤングケアラーであるとか、不登校がこのような原因でこうだったという報告書ができるはず、微妙なことがあるから多分できないものもあると思う。ただし、今、私たち

が一生涯懸命支援しながら、区と都が児童相談所体制を、区と都と同じ中で共有して解決に当たるということは、非常にすばらしいことだと思う。ここに例えば、都による児童相談所、ただいま建物ができつつあるわけである。その場所もまず知りたい。実際に、今虐待が多く、いろいろな家庭がいろいろな問題を抱えている。例えば、私も昔経験があるのだが、子供をその家庭に帰したら危なくなる、命が大変ということで預かる、あるいは、児童相談所の役割というのは、特にきちんとした暮らしができない子供たちが、そこにいろいろな保護をされながら、社会人になっていくための訓練もしなければならないし、あるいは生活を立て直さなければならないという、生活訓練の場所でもある。今度、区が問題をキャッチして、それから都とどのように現在の機能が動いているのか。もう少し分かりやすく教えていただけたらと思うのだが、いかがか。この質問は難しいだろうか。

#### 子ども家庭支援センター所長

私の説明が至らず恐縮なのだが、1点目の、まず、どこに児童相談所ができるかという部分についてである。こちらについては、現在、子ども家庭支援センターがある、区役所の南側にある豊玉館という場所について、1階部分が子ども家庭支援センターなのだが、今、改修工事をしていて、2階部分に東京都の児童相談センターが来る形になっている。

2点目の、お子さんへの支援についてである。なかなか具体的なところは難しいのだが、お話しいただいたように、都と区、これまでも虐待対応拠点を設置することで、日常的に様々な情報交換ができるようになってきている。

ご家庭の支援の中で、子ども家庭支援センターが関わる中でも、お子さんの生命、身体の危険があれば、児童相談所にこれまでも送致という形で一時保護等の対応をいただくようお願いしていたところである。それに至る前についても、様々なリスクやお子さんへの影響というのを我々としても把握したときについては、児童相談所に相談をして、どういった対応をしていくのがよいのか、それから、我々として提供できるサービスを組み合わせた上で、どのように支援していけばいいのかということでは協議しながら実施してきている。これについては、一時保護が迅速にできるようなケースもあり、都区の連携が深まっているのかと考えている。

また、家庭復帰のケースについては、委員からお話があったように、復帰してもなかなか家庭状況が改善せず、継続的に支援が必要なご家庭というのも一定数いらっしゃるのかと認識している。そういった家庭についても、私どもは児童相談所が一時保護を解除する前から相談等を受け、地域の中でどういった支援があるのか。それは公的な支援だけではなく、例えばだが、こども食堂をやっている団体につながり、お子さん等の生活面を安定させるとか、様々な連携を区としてできること、フォーマル、インフォーマル含め協議をして、家庭復帰等についてつなげていくような形で支援をしている。

今、様々申し上げたが、東京都の児童相談所でこれまで見えなかった地域の支援というものを、我々としても児童相談所にお伝えするとともに、どういった形で児童相談所と私ども子ども家庭支援センターが連携して支援していくのかということに

ついて、日々協議をしながら支援をさせていただいているところである。  
以上である。

#### 坂口委員

少しくクリアになった。私は、実際にそこを見せていただいたことがあるから、練馬区のそういう子ども家庭支援センターの本部みたいなところと、その隣に東京都の児童相談所の職員、つまり、もっともっとプロフェッショナルな心理面の対応ができて、子供たちのケアがもっと深まる専門職の人がいる、そういう場所があるということである。

そうすると、練馬のAというケースのために、地域の問題という形で上がってくるわけだから、練馬区の方が関わり、都のいわゆる児童相談所、そういう方のアドバイスも聞く。そういうときに、改修工事中の建物があれば、これは東京都の段階である。東京都の解決でお願いするということになったり、あるいはまた区の方で、いろいろな努力をして環境を整えるということになったりとか、非常にその境目を決めやすいのだろう。また、そういうことになったというケースもあるのか。そこら辺を少し知りたい。私、もう一つ自分が理解していないのかもしれないが、隣り合わせで区内に児童相談所ができたということの、非常に生きた事例みたいなのがあったら知りたいと、そう思ったので、お願いする。

#### 子ども家庭支援センター所長

例えばなのだが、事例としては、今お話しいただいたように、これまでも東京ルールという形で、児童相談所と子ども家庭支援センターについては連携のためのツールというものがあって、こういった事案については児童相談所に送致や援助要請という形で、児童相談所機能を使って支援していただくという形のルールがあった。

そのルールの中でということではあるのだが、横に今、虐待対応拠点があることで、例えば、私どもとして、お子さんが学校で、親に虐待を受けていて帰りたくないというような事案があった場合に、これまでだと、我々が学校に行って、お子さんから状況を聞いて、対応して、その対応を持ち帰って、児童相談所に相談をして、その先の支援についてどうするのかという協議をしていた。

それが、虐待対応拠点があることで、職員の中で一緒に、例えば学校に行って、お子さんからどういう状況であるのかを聞き取って、即座に児童相談所の判断というところもリアルタイムで共有することができて、迅速な一時保護につながったというような事例もある。

そういった様々な連携の中で、私どもとしてはお互いの強みを生かした支援がこれまでできていたし、今後、児童相談所と常時そういったやり取りができるようになるので、さらに取組が強化できるものだと考えている。

以上である。

#### 教育長

まず、建物のことなのだが、できたのは令和2年の7月だった。建設に、私、前職

で関わったものだから。まず、区として、いわゆる民間の土地を借りて、そこに建てていただいた。もちろん家賃も払っているわけだが、それが3階建ての建物である。

今までは東庁舎に子ども家庭支援センターというのはあったが、その建設と同時にいった。そして、東京都の児童相談センターの職員も、令和2年に一緒に同居するようになった。それが先ほど言った1階と2階の関係である。

ただ、これは制度上の児童相談所ではない。ただ都の職員、児童相談センターの職員が同居しているだけである。

今回については、そこを、3階建ての建物なのだが、改修工事、内装だけである。外はできたばかりなのでやらないが、制度上も児童相談所にしてしまおうということである。だから、昔からのつながりは変わらない。そこに一緒に住む前の状態のときには、区役所の中に子ども家庭支援センターがあり、東京都の新宿に東京都児童相談センターというのがあって、その中で練馬区は子供が多いので、練馬区を所管する担当の人がかなりいた。そこに職員を毎年派遣し、それ以降、今は派遣していないが、管理職を派遣して、修行も積んでいると。連携はそうやって図るが、地理的なものは別々だったわけである。3年前から一緒に住むようになって、さらに来年、建物が改修されて、そうすると本当の相談所に名実共になるということである。

だから、子ども家庭支援センターの役割と児童相談所の制度、法律上の役割というのは違うが、一緒にいわゆる寄り添う人と、それからいろいろ制度上の法律上の行使をする人を一緒にすることによって、さらにそれが高まるのではないかということである。

平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区においても児童相談所をつくっていいということになった。でも、つくらなければならないではなく、つくってもいいのである。そこで様々、議論があった。例えば、区で独自につくってしまおうという区が出てきて、既に先行している区がある。しかしながら、専門的な児童福祉司や児童心理司を育成するにはどうしたらいいのだろうかとか、子ども家庭支援センターの職員がただやっているだけでは、いわゆる児童相談所の職員までのノウハウが習得できないということで、そのときは、他区の設置区は東京都に大量に人を研修として派遣したことがあるが、実際問題、そこだけでは難しいと思う。

そうやって、数名であるが、研修をしてもらっていたということで、現在の区の考え方としては、いわゆる独自につくるよりも、結果的に広域行政たる東京都に運営してもらって、連携してやったほうがいいのではないかと。とりわけ里親に出すとかいうのが、やはりどうしても広域移動でないと駄目だと。練馬区内に里親がいて、立ち会わせするようなこともあるわけだから、危ない場合には、かなり遠隔地に子供たちを逃がさなければいけない。それは区のレベルではなかなか難しいということだった。

そういう意味では、他区においても、練馬区のやり方に皆さん少しずつ追随してきていることは事実である。先行した区はあるが、そういう意味で、やはり平成16年には中核市という人口30万人以上の都市は児童相談所をつくってもいいことになった。法改正より12年前である。しかし、いまだに、全国津々浦々あるけど、3市しか設置をしていないというのが事実である。横須賀市、金沢市、それから兵庫

県の明石市だけだと思う。なかなか中核市であっても、これを直営で全部やるということは難しいかと思う。

そういった意味で、坂口委員のお話については、まず、建物は一緒に、一緒に一つ屋根の下に住むことによって、同じ意思決定とか何かがある場できってしまうということ、それから、制度上の、いわゆる法律上の取組をする者と、寄り添う人間と一緒にやって、何とか子供たちのためにというのが現在のやり方である。

何か現状と違うことがあったら。

坂口委員

もう一つ、それに加えて。児童相談所の私たちのイメージとしては、子供を家族から守るために24時間体制の、住居型もあるのだが、新しくできるところにそういうものも用意されるのか。都としてできるのか。それも知りたいのだが。

こども施策企画課長

今、委員がおっしゃっているのは、一時保護の施設になるかと思うのだが、一時保護の施設については、東京都の児童相談所で設置をしているものになる。現在、東京都から聞いているところでは、今後、練馬区内に一時保護所を1施設開所する予定であるということは聞いているので、こちらのほうが併せて設置されるのかと。今、聞いている状況である。

以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

練馬区が全国のどこよりも先駆けて協働でつくったと言われるものが本当に機能できるように、私は自分でかなりここに、予算的にまだできていないから、充実とか、そういう形で報告になっているので、クリアに知りたいと思ったので、ありがとう。ご説明で大体理解した。確かに里親を同じ区内から取るというのは考えられないことである。やはり大きな範囲の中ですということ、機能的に生きてくださるようお願いする。申し訳ない。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

今のお話を聞いて、幾つかさらに伺いたいと思ったことなのだが、ショートステイで、実際に利用している子供たちは、現在は練馬区の施設ではなくて、他区の施設に一時的に行っているということか。

子ども家庭支援センター所長

現在、施設型のショートステイについては、区内にある施設を利用いただいて、例えば、1泊2日とか2泊3日という形でお泊まりいただいている。

また、区内の施設ということで、学校等に通われているお子さんがいらっしゃれば、タクシー等で学校に行くということも利用できる形で、ショートステイ事業は実施しているところである。

仲山委員

すごく細かい話なのだが、例えば、その子供たちの一時的な洗濯などは誰か施設の方がしてくれるのか。

子ども家庭支援センター所長

衣服の洗濯等については、ショートステイ先の施設で洗濯等の対応をしているところである。

仲山委員

分かった。

それから、先ほど実際、里親はなるべく離れたところのほうがいいということだが、そうすると、現在12家庭が登録されているが、この方々は練馬区の子供たちを預かることはほとんどないということか。

子ども家庭支援センター所長

先ほどお話のあった里親制度としては、養育家庭ということでは、都内全域にかなりの数の方がいらっしゃって、児童相談所から委託などという形でお子さんを預かる形の事業である。

こちらの家庭型子供ショートステイ事業については、区の中で養育家庭の方とか、あと、ファミリーサポートの会員とか、元学校の先生などが登録いただくことができ、区内のお子さんが利用する事業となっている。

であるので、里親と少し違って、この登録については、区内のお子さんを登録家庭で預かっていただいて、ショートステイ施設ではなくて、ご家庭でお子様をお預かりいただく事業となっている。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかはないか。よろしいか。

それでは、引き続き、教育振興部に関する事業について説明をお願いする。

学校教育支援センター所長 他

資料に基づき説明

教育長

それでは、教育振興部の説明が終了した。  
ご質問、ご意見等があったら、願います。よろしいか。  
仲山委員。

仲山委員

18ページ、3(1)のICTを活用した相談・学習支援の実施ということで、最終的にオンライン学習支援を開始したということである。それで、経費の執行状況を見ると、その2(1)に関しては今のところ32.1%、そういう状況なのだが、これは学習支援が計画したほど実施されていないということだろうか。

学校教育支援センター所長

こちらの17ページ、2、経費の執行状況の(1)のところである。執行率32.1%についてご質問いただいた。こちらの予算については、指導協力員の謝礼というものである。指導協力員の謝礼というのは何かというと、まず、オンライン学習をするに当たっては、学校配付のタブレットを利用し、そのタブレットを使って、お子さんと協力員とがつながって、一緒にドリルを画面上で解く、そのような学習支援を行っている。お子さんと一緒に画面上でドリルを解いてもらうための指導員ということで、協力員の方にお支払いしている謝礼が、こちらに計上されている予算である。

執行率については、まず、一旦、保護者とお子さんの方に対して、こういった制度があるがご利用はいかがと利用を募った形で事業を開始している。今回、そうした募集を行った結果、手が挙がったのは、こちらで執行させていただいた方々ということになっている。

今後も、もう少し事業の周知をして、積極的に利用を促進していきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

分かった。よろしく願います。

教育長

ほかにないか。  
岡田委員。

岡田委員

今のページのところで、これは(4)のヤングケアラーへの支援の充実のである。教員向けのヤングケアラーリーフレットを作成したということだが、これはネット上で見られるものなのか。

学校教育支援センター所長

こちらについては、申し訳ないが、後ほど個別に回答させていただく。

岡田委員

ぜひお願いします。結論としては、これを見せていただくか、頂きたいと思ったので、よろしくをお願いします。

学校教育支援センター所長

ご用意させていただく。

坂口委員

よろしいか。別の質問。

教育長

坂口委員。

坂口委員

25ページの中にある、CSマイスター謝礼という、CSの意味がよく分からないのだが。

副参事

CSマイスターのCSというのは、コミュニティ・スクールという意味である。コミュニティ・スクールマイスターというのは、文部科学省が認定している、地域連携等に非常に卓越した経験をお持ちの方が、そういった地域連携事業を広げるためにいろいろ啓発事業をやられているところで、本区においても、そういったCSマイスターの方にいろいろな研修等をお願いしているというところである。

以上である。

坂口委員

というと、例えば、元校長先生とか、そういう方が中心なのか。

副参事

元校長の方もいらっしゃるし、あと、実際に学校運営協議会の委員をやられていた方で、当初から立ち上げに携わっていた方など、様々な経歴をお持ちの方がCSマイスターに認定されて、全国で活躍していらっしゃる。

以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

中田委員。

中田委員

26ページの事業の進捗状況の一番の、農業者と連携した体験学習の充実ということで、これが希望する学校と農業者とが連携できるようにということで、あくまでも希望する学校のみということで、19校だけだったということは、すごく少ない数に思った。なので、希望する学校でなくとも、全校で実施できるようにしたほうがいいのではないかと考えた。練馬はすごく畑とかが多いところであるが、うちの子供たちのところで、昔は大根掘りやサツマイモ掘りが、近隣の方の協力の下であったのだが、だんだんそれもなくなってきている状況なので、ぜひこの事業を拡大していただきたいと思う。

あと、(3)の学校安全対策の拡充も、これも小学校23校だけということで、これも小学校だけでいっても3分の1に満たないということなので、こちらも、あくまでもこの中で実施としかなくなって、決して充実しているとは思えないので、こちらにも力を入れていただきたいと思う。

以上である。

教育指導課長

ご説明が不足して申し訳ない。農業者とのマッチングの件だが、小学校65校あるうち、多くの学校は近隣に農業者がいて、既に連携している農業者がいらっしゃるという学校が46校ある。その学校については全て、これまでどおり農業者と継続した学習事業などで連携を行っていた。

ただ、学校の近くにそういう農業者がいないとか、知り合いの関係がないといったところは、都市農業課のほうにマッチングを依頼して、都市農業課のほうで農業者と組合せを行ったということで、結果としては、65校の小学校全ての学校で農業者と連携事業、令和4年度は実施できたといったところである。

中田委員

分かった。

教育総務課長

学校安全対策の充実である。これについては、小学校65校を3か年に分けて実施しているところである。以前、新潟県で女兒が殺害される事件があったときには、国が音頭を取って、一斉に1年間で行った。それ以降、国のほうからは毎年やるようにという指示はないのだが、練馬区においては、継続してやったほうがいいだろうという判断で続けている。

全校一遍にやると、なかなか年度内に終了するというのが厳しくなる。警察、それから学校、それから区では土木部とか、いろいろな所管が入ってくるので、学校の負担も考えて、3か年で一周するような計画をつくっている。

そういったことから3か年で分けているが、毎年希望する学校もあり、そういった学校については、当然ながらその年にまた加えて実施している。そういった状況である。

#### 教育長

よろしいか。  
ほかにないか。  
岡田委員。

#### 岡田委員

26ページの、中田委員のご質問とかぶるところもあるのだが、農業者のことである。私もこれ、すごく大切な事業だと思っていて、実際に私もある育成の方たちと一緒に、子供たちがこういう農作業が1年を通してできるように取り組んでいる。知りたいことの結論を先に申し上げると、このマッチング希望調査で、全部やっているというお話なのだが、どの程度の農作業体験ができるかという、そこら辺の具体的な活動の状況を教えていただけるとありがたいということ。それから、各学校に農作業ができる、応援してくれる方たちがいると思うのだが、その方たちを例えば私が知ることができるのかどうかという、そこら辺を教えていただければと思う。

以上である。

#### 教育指導課長

農業者との連携というのは、以前、コロナ前も含めて、平成30年度から令和3年度の期間で、どの程度の小学校が農業者と連携をしていたかということ、小学校でいえば65校中54校が、このマッチング事業が始まる前からそういった連携を行っていたというところである。

ただ、地理的な条件等でそれがかなわない学校があるということがあり、全ての学校で農業体験ができるようにということで、令和4年度からこの事業を開始して、全ての学校でできるようにした。

そして、令和4年度の実績としては、内容はそれぞれ学校として違うのだが、例えば、26の学校で練馬大根の栽培や収穫体験をするということ、それから、練馬大根ではないのだけれども、サツマイモやジャガイモとか、イチゴとか、枝豆とか、そういった農産物の栽培や収穫をしたといった学校が11校ある。

それから、農園を見学させてもらう。例えば、ブロッコリーやカリフラワーなどを育てているビニールハウスや野菜販売所などへ行って、実際に見せてもらったり、農機具の説明をしてもらったり、水やりの方法を学んだり、そういった学校が10校、それから、稲の栽培について指導してもらったという学校が6校、あとは、実際の農業、農作業体験はしなかったのだが、講話という形で、農業者の方の1日、もしくは1年間の仕事の内容とか、農業者としての喜びや苦しみ、大変なこと、それから、練馬区の農業の特徴など、こういったものを講話という形でご指導いただいたケースが12校と、それぞれ学校で特色のある活動を行っているところである。

どういう農業者と連携したかということについては、資料を用意して、別途、委員にご説明に上がりたいと思う。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

では、よろしければ、今回の歳入歳出決算については、以上とさせていただきます。

区立小中学校、幼稚園、保育園等の校庭等における釘等の埋没調査および除去について

教育長

それでは、次に、番の説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明についてご質問等があったら、お願いします。

坂口委員。

坂口委員

杉並区の小学校で始まって、子供がけがをしたということから、みんな一斉にここに注目されて、多分それでそれぞれの学校で金属探知機でなくても、調べられたと思う。学校によっては、実際に見つかった事例とかはあるか。

学校施設課長

5月に行った緊急点検については、学校、幼稚園、保育園の職員のほうで、校庭・園庭の目視による点検を行ったところである。

これに関しては、教育委員会としては、本数まで報告は求めていないところではあるが、学校からの届出とか、そういったものを含めると、大体75校以上の学校でこういった釘等の金属物が見つかっているという状況である。

以上である。

坂口委員

では、今回の予算でより念入りにしっかり調べようということなのか。分かった。

学校施設課長

今回、5月に行われた緊急点検で、目視の範囲で除去して、校庭、園庭の安全については、確保しているというところで考えている。

今回の金属探知機による点検を行い、安全確保を万全にして、保護者の方や児童生徒の皆さんの不安を払拭していくといったことで、今回実施をしてみたいと考えている。

以上である。

教育長

岡田委員。

岡田委員

今のご説明で、子供たちがこれによってけがをすることを避けるというのは大前提で、このことはやらなければいけないかと思うのだが、一方で、学校が承知で校庭に釘などを打っている場合があるわけである。例えば、運動会で使うトラック競技のラインを引くために、目印となる釘などを打つとか、そういうのが現実にはあったと思う。多分、それも抜くことになるかと思うのだが、釘などに代わるものというのは、何か学校のほうは要求をしているのか。それとも、それも全てなく、その都度引くことになるのかという、そこら辺のことをもし分かったら教えていただきたいと思う。

以上である。

学校施設課長

岡田委員のご指摘のとおり、現在、学校では、やはり運動会等の行事の際に、釘とか、あるいはペグ、フックなど、そういったものを埋め込んでラインを引くといったことで使用している状況があるとは、教育委員会としても認識をしている。

今回、この事故を受けて、これまでも国の点検について、危険な埋没物がないかということについては、学校のほうで定期的に点検をしてきたということはあるが、今回、実際に行事があったときに、例えば、釘なり、フックなり、そういったものを埋めたときには、長さとか、こういった形のものだということ、あと、何本埋めたかということは記録をした上で、行事が終わったら必ず抜いて、本数は確認をするということを徹底していくということで、既に通知をしているところである。

また、実際に釘以外のもので何か学校から上がってきているかということに関しては、現状としては、学校のほうから何かそういった要望というものは受けてはいないところである。今後、校長会等々で説明をしていく中で、要望が出てきた場合には、例えば、グラウンドマークというものがある。これは恒久的に埋めるものにはなるのだが、そういったもので代替をしていくとか、あるいは、釘よりも先ほど申し上げたフックのほうが、てっぺんが丸くなっているのので、比較的安全というところもあるので、そういったところの学校からのご意見等々を踏まえて、今後の運用というところ

ころについては、さらに検討を進めてまいりたいと考えている。  
以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

子供の安全第一でまた考えていただければと思う。いろいろこれは大変だと思うのだが、どうぞよろしく願います。ありがとう。

教育長

仲山委員。

仲山委員

人工芝の校庭は除くということで、開進第三小は除くということだが、人工芝もかなり金属が何か落ちていれば、これはこれで相当危ないのではないかと思うので、この際、一緒に調べたほうがいいのかと思う。

それで、既に事業者に委託してあって、契約が済んでいるのなら、幼稚園に貸し出す教育委員会が購入した金属探知機を開進第三小学校にお貸しして、それでやれば済むかと思うのだが、いずれにしても、やはり人工芝だからと安心はできないと思う。いかがか。

学校施設課長

人工芝のグラウンドについては、もともとラインが引いてあったりとかというところの部分もあるので、基本的に釘を打ったり、ペグを打ったりということが必要ないという状況があったので、今回、調査の対象からは外させていただいたところである。

今回の調査の趣旨というのが、いわゆる地表に少し埋まってしまって、目視では見られないけれども、何かの拍子に土とかが風で飛ぶときや、水で流されて露出したときに危険なものというものを、金属探知機で調査をするという趣旨のものであるので、人工芝については、今回、対象からは外させていただいた。委員おっしゃるとおり、教育委員会で購入した金属探知機というものはあるので、いわゆる釘以外の、そのほかの金属物というところに関しては、貸出しをして調査をするということは当然できるので、そういった形でご要望に応じて対応していきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかはないか。よろしいか。

令和5年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

教育長

それでは、次に、報告の を願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等があったら願います。  
仲山委員。

仲山委員

幾つかあるのだが、まず、3ページの(ウ)教科に関するところで、 の算数(数学)の授業の内容はよく分かるかということで、これについて練馬区はかなりのポイント、全国、それから東京都よりも優れているというので、これはまず素晴らしいと思った。

一方で、2ページなのだが、(ア)自分自身に関するところの 、困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できるかということに関して、練馬区はかなりポイントが、全国、東京都に比べて下がっていて、これはどうしてかと。

そんなに簡単に理由が分かるわけでもないかもしれないが、やはり相談できる大人がいるということはすごく大事なことだと思うのだが、そこで全国平均、東京都平均よりも落ちているのは、改善したほうがいいのではないかという感じがした。

教育指導課長

まず、3ページの教科に関するところで、算数(数学)に関しては、東京都よりやや高い数値が出ているといったところである。

もちろんすごく評価できる部分もあるのだが、一方、授業はよく分かるのだけれども好きではないという、ここの数字も逆に気になるところで、分かるけれど勉強は好きではないといった子供が一定数いるということに着目できるかと思う。

やはりこういったところが、学習する意義そのものとか、生活とか社会に関連づけながら学ばせるといったところが必要なのかという考察をしているところである。

それから2ページの、困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できるかといったところも、これも大変重要な回答結果だと捉えている。東京都よりも低いということはもちろんなのだが、61%しか中学校では相談できると答えていないということは、40%がいつでも相談できない状況にあるということである。

確かに練馬区では、相談アプリとか、相談の電話やメールなど、様々な直接的な相

談機能のほかにも、いろいろな方法を提供しているところであるが、まずは身近にいる担任であるとか学年の先生、また、専科の先生や養護の先生、または心のふれあい相談員とか、スクールカウンセラーとか、そういった方の誰かに相談できる、学校の中にそういう人がいるといった状況をつくっていくというのは、大変至急取り組んでいかなければならない内容だと思っている。学校のほうには、これは一つの大きな課題として投げかけていきたいと思っている。

以上である。

仲山委員

続けてよろしいか。今、前半のほうで、授業はよく分かるけれども勉強が好きではないという、その結果に対する考察として、実際役立つものかどうかに関して十分にその説明がなされていないのではないかというような、そういう話だったかと思う。それに関連して、5ページのイ、指導に関することの中に、前年度までに各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けたかということに関して、7割8割超えているから、全体ではかなり設けてはいると思う。しかし、東京都の平均に比べると、まだそこに達していないということで、まだここは改善できるのではないかと思うが、いかがか。

教育指導課長

ご指摘のとおり、各教科を横断的に学んでいくということが、今の学習の中で非常に重要視されているところである。この72%、中学校においてこれしか回答がないということは、やはり意識がまだまだ低いという実態が表れているかと思う。

一方、この学校回答というのは、学校の代表の方が1名回答するという方式になっていて、33件の回答ということになるので、かなり年によって上下することがある。改めてこの数字を示しながら、学校の実態というものを学校のほうに投げかけて、改善に結びつけていきたいと思っているところである。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

中学生の数値が全体に低いのである。小学生は小学生らしく素直に回答しているんじゃないかと思う。大体東京都でも全国でも似たように、小学生が勉強の意欲を持ってやって、中学生になると非常に冷めているという感じはする。中学生は本当にどれも、学習意欲とか自己肯定感とか、そういうことについても非常に気にな

る。今おっしゃったように、一人の先生が学校を代表して回答したというので、その辺はこの指導に関することについては、少しそのことがわかった。全体を見て、子供たち、中学校、小学校、まだそんなに意欲を持って勉強していても、中学になったとき、子供たちにすごく差ができるからかと思ったのだが、残念ながら練馬の数字はすごく低く、タブレットに関しても非常に低い。数字として低いことは、むしろ学習意欲、一生懸命やりたいとか、身近にいる大人もあんまり見つからないとか、そういう悩める中学生の姿がこの数字から見えてきた。

#### 教育指導課長

学習の難易度が、小学校から中学校になると非常に抽象度も高くなり、学ぶ内容そのものが非常に難しくなり、既習事項が身につけていないとなかなか理解できないような、そんなこともあり、学習への意欲がやや低くなっていくこととか、また、例えば将来の夢や目標を持っているか、小学校では80%近くの子供が「持っている」と答えているのが、中学生になると60%近くまで落ちてしまう。これはある意味、客観的に自分を見詰められるようになって、現実には即した物の考え方を、一つの大人になった象徴でもあるのかと思う。ただ、この数字はこれでいいというわけではなくて、中学生の考え方や実態に合わせた形で、子供たちに将来的な展望を持たせられるような指導をしていくということは大変必要なことだと思っている。

以上である。

#### 教育施策課長

今、委員から、ICTやタブレットに関するお話、ご質問をいただいたところである。この全体を俯瞰すると、練馬区の取組そのものが、例えば、令和4年度と比較して伸びているところも幾つかある。

一方で、都平均や全国平均がそれ以上に高まっているというところもあって、並べてみると、まだまだ練馬区の取組は不十分なのではないかというところもある。

そしてまた、小学校と中学校の比較という点にも触れていただいた。5ページのウの番なのだが、例えば、ほぼ毎日使うという学校の答え、週1回以上使うという学校の答えは数字が伸びているのだが、週3回以上使うという答えは、数字が落ちている。

私たちの分析評価としては、よく使う学校は伸びているし、片方で、少ししか使っていないという学校も生じている。学校における差というものも現実として生じているのだろうというところである。

先ほど来、教育指導課長もお話し、伝えさせていただいているが、学校長、副校長等に対しても、こういった実態というものを、分析なども含めながらお伝えをさせていただいている。タブレットを使うということが目的ではなくて、タブレットを使って効果的な深い授業を実践していこうということに関しては、状況をそれぞれご説明させていただきながら、学校に働きかけ、学校とともに授業改善、よりよい学びをとということでこれからも取り組んでまいりたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかはないか。よろしいか。

練馬区教育委員会不登校対策方針の改定について

教育長

それでは、 番の報告をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、 ただいまの報告について、 ご質問、 ご意見等あったら、 お願いします。  
仲山委員。

仲山委員

13ページの今後の取組というところで質問させていただく。方向性1の(2)の中にある、(2)の具体的な記述の2行目、学級に所属意識を持ち、安心できる環境構築の充実に取り組むというところだが、この安心できるというのは、具体的にはどのような環境を用意することになるのか。

副参事

学校、学級で安心できるということは、やはり子供たちが通うことにも不安を覚えないような環境がまず必要だと考えているところである。

具体的に言うと、先ほどもお話に出た、誰にでも困ったことがあれば相談できるような環境や関係づくりである。それから、いじめのない環境というのも一つ重要なことである。それらが実現するようなところで、学級活動や道徳、様々な教育活動の中で、子供たちが自己を発揮して、安心して伸び伸びと生活できるような、そういった取組や雰囲気づくりというのが求められているところである。当然のことながら、人権意識とか、そういったところを高めていくというようなことも併せて取り組んでいるところである。

以上である。

仲山委員

分かった。

もう1点なのだが、そのページの一番下から3行目、保健室や相談室、空き教室等を活用した個別指導や放課後補習を充実するという部分だが、これは実際、担当するのはどなたが担当するのか。

副参事

現実には、様々な教職員がというところにはなろうかと思う。私たちが実態を調査したところ、不登校児童生徒に対して、教室以外の場所で個別に指導しているという学校、ほとんどの学校で実施しているということが分かった。

その際に、誰が担当するのかというところだが、基本的には空いている教員が担当することになる。ただ、小学校などはなかなか空き教員がない現状があるので、養護教諭や、学校生活支援員、それから、心のふれあい相談員などが対応している事例もある。中学校だと、比較的授業のコマが空いている教員が担当することが多かったりするところである。

併せて、そういったところだと、やはり空いている教員にどうしても負担がかかってしまうとか、教員がいない、教職員がいないことによって十分な支援が受けられないというようなことも現実的にはあって、時間を区切って対応せざるを得ないようなところとか、そういったことも生まれてきているので、現在、東京都のほうで校内別室支援員というものの実証事業をやっているところである。今年度、これから本格的に始めるところなのだが、約20校の学校が、そういった支援員を別に配置して取り組んでいこうというところで、今後そういう効果とか、それから活用事例なども我々区としても集めて、こういった部分を強化していくということを今後進めていきたいと考えているところである。

以上である。

#### 仲山委員

分かった。

お願いなのだが、14ページのところの(2)として、ICTを活用した学習支援の検討ということなのだが、先ほどもICTが活用できる状況にあっても、なかなか周知が十分でなくて、実施されていない面もあるということだったので、この辺の周知に少し工夫を凝らしていただいて、十分効果が出るようにやっていただければありがたいと思う。

以上である。

#### 副参事

ご指摘のとおり、ICTを活用した不登校児童生徒への支援というのは、まだまだこれから研究の余地がある部分かと考えているところである。

ただ、実際には、効果的にやられている事例もあって、例えば、1人1台タブレットにはClassroomという機能がある。これによって、毎日事細かく学校の様子や必要な連絡等ができるようになっている。それを不登校の子たちが自宅にいらながらも学校の様子が分かることとか、明日このような取組をやるから、のぞいてみようかとか、そのようなことで、学校と切れ目がなくなるような取組というのできるのではないかとということで、そういった事例も集めながら、ICTの活用事例なども充実させていく中で、研修等を使いながら、教員のほうにも周知を図っていければと考えているところである。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかはないか。

中田委員。

中田委員

この不登校対策の理念がとてもいいと思った。寄り添う、自立、人や社会につなげるということで、このアセスメントおよび支援計画に基づきということで、9ページに、児童生徒支援シートを活用しということで、これは全ての児童生徒にこの支援シートがあるのか、不登校の生徒に限り、この支援シートをつくっているのかを教えてください。

副参事

こちら、柱4で書かれているものについては、平成31年の対策に盛り込まれているものというところなのだが、こちらの児童生徒支援シートというものは、文部科学省のほうで、こちらのほうを活用するようという例示を示しているもので、必要に応じて学校のほうでそういったシートを作成するというところである。

これは不登校に限らず、学校の中で児童生徒の情報等を共有するために、個別の指導のシートを作成するような事例もあるし、特別支援教育の中で使われるようなものもあるので、そういったものの一環というところである。

校内の情報共有には非常に有効なツールであるので、様々な人が関わるという中には、有効なものであるというように私たちも考えているところである。

以上である。

中田委員

例えば、その支援シートというのはあるのかどうかというのと、それはスクールソーシャルワーカーの先生や担任の先生たちが共有するものなのか。

副参事

主に学校では、校内委員会等を開催するときに、そのシートを学校ごとに、活用状況はまた違ったりするのだが、それを基にして情報共有をしているような学校もある。スクールソーシャルワーカー等がその子に関わったりする場合には、当然のことながら、そういうシートを見ながら、その週の登校の状況であったりとか、行われた支援とか、そういったものを共有するというところなので、多くの学校で活用・作成されていると、そのように認識しているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

中田委員

分かったが、担任の先生が大変なのかと思ったので、全員につくっているわけではないということと、あと、もう一つ、これは保護者の方も共有しているものなのか、保護者の方には、知られていないものなのかだけ教えていただきたい。

副参事

個別の生活支援シートというものについては、これは保護者が了解しながら支援を行う。これは特別支援教育などで使われているものなのだが、それについては、引継ぎ等のために、保護者も見ながら作成するというものがある。

あとは、学校独自で情報共有のために使っているものというもの、そういう生活指導上の情報が書かれているものというものは存在するが、そこについては、外に広めるために作成しているものではないので、また、どういった情報が共有されているのかということ個別に保護者の方がお知りになりたい場合には、学校のほうで判断しながら情報を提供しているところと認識している。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

では、坂口委員。

坂口委員

14ページの(8)番、最後のところ、今、練馬区でも学校教育支援センターでトライ教室のように自由に参加できるような形ができているのだが、全国的にそういう不登校特例校というのが、実際に既に始められている学校とかがあるのを新聞等で見聞きしている。

こういう形の数が多く、学校規模ぐらいの数になってきている。数字からは想像がつかないので、多分、タブレットなどで通信教育が前提のような、オンライン教育でやるとか、そういう形になるのかもしれない。練馬もいろいろ研究が始まるという形になっているが、私はこれが本当にいいのか悪いのか分からない。でも、教育が行き届かない子供たちが大人になっていくことを思えば、本当にこれは急がれることかもしれない。私はそれだけしか申し上げられないが、実際には動いていらっしゃるのか、教育指導課のほうで。

副参事

今、お話に上がった不登校特例校というものは、国のほうで言っている、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程で学ぶ学校であるというようなところで

置つけられているものである。

実際の当該年度で学ばなければいけない授業時数よりも減じたような教育課程を組んだりとか、それから、比較的短いような授業を組んだり、それから教科の授業によらないようなものを提示して、子供たちが学びやすいような環境を整えるというようなところを目的にして設立されているものなのだが、今現在、全国で公立私立合わせて21校が設置されているというところである。

国は行く行く、全都道府県に300校の設置を目指すというようなことを新聞報道等でも目にされていると思うのだが、実際に東京都だけでも、21校のうち8校である。うち公立が5校というところで、自治体の中でも、導入をしようかと検討している部分もあると聞いている。

ただ、不登校特例校というものは、学校を原則的には転校するような形、原籍を移動してその学校に行くというようなところで、在籍するようになる。分校、分室制度というのか、そういったところも最近認められていて、新規導入する都内の自治体の多くは、公立の場合はそういった校内分室みたいな形では実施している。それにしても、籍を移動して行かなくてははいけないというところで、元の学校になかなか戻りづらいような環境になってしまうというのは、懸念材料として私たちは持っているところである。

実際に運営されているところは、中学校なのだが、定員も大体20名前後。そうすると、各学年で7、8名程度しか、全区の中でマッチできないというようなところとかがあると、練馬区の実態としてそれに合っているのかどうかというのが、まず私たちの懸念としてある。

本区においては、適応指導教室が非常に充実して、古くから多くの子供たちが利用しているところである。様々な自治体の様子を見ると、やはり適応指導教室も結構、学校のカリキュラムに沿ったような形であり、割と学校のようなところで取り組んでいる方たちが多いので、あえてそこにもう一つ似たようなものをつくるのかどうか。そのコストや労力、人的なものはどこに振り分けるかについては、大いに検討する材料というのか、そこが課題になってくると認識している。そのため、書きぶりとしては、研究をというようなところであるが、他自治体や、それから国や都の施策の方向性なども見定めながら、ここについては慎重に事を図っていければと考えているところである。

以上である。

坂口委員

ありがとう。本当に何だか特定校と言われると、私たちの学校規模ぐらいの子供たちを集めるのかと。実態は、そうではないのである。練馬区が学校教育支援センターでやっていらっしゃる適応教室なんかのほうがずっと実質的というか。ご説明いただいて、大変分かった。ありがとう。

教育長

この件については、今年1月にあった総合教育会議でも議論になったところであ

る。

いずれにしても先ほど副参事のおっしゃられたようなところも、いわゆるメリット、デメリットもあるので、それも研究させていただきたいと思っている。

ほかはないか。

岡田委員。

#### 岡田委員

2ページのところで、先ほど中田委員がお話しされた理念についてなのだが、私も(1)(2)(3)のこの理念はすごくいいと思った。それで、全体的に、この不登校の対策の方針というのは、すごく賛成できる場所が多くあった。

そういう中で、今後の取組のことにに関して、14ページのところで少し私の意見を申し上げたいと思うのだが、方向性の3の(2)のICTを活用した学習支援で、以前の教育委員会でもホームスクールのお話をさせていただいたが、(2)の一番下に、指導要録上の出席の扱いの考え方について整理するというお話があったので、いろいろな全国の取組の事例などもぜひ参考にさせていただきながら、登校できない子供たちの学習の在り方をぜひ検討していただければと思う。

それから、(3)の多様な居場所づくりに向けた検討ということも、いろいろな記事だとか書籍だとかを読むと、居場所の中で不登校の子供が自己有用感を感じることができたり、それから、一緒に歩んでくれる大人の存在を感じたりということがすごく大事だという。特に不登校の子供は、自分がこのまま生きていていいのかという不安も感じるようなことがあるので、生きる意味についても、何かこの居場所ですっかり感じられるような、そういう場所であってほしい。これも難しいかと思うのだが、在り方について検討する際には、そこら辺のこともぜひお願いしたいと思う。

それから、(4)と(5)のところは先ほど質問させていただいた件と関わりがあるのだが、特に高校のときにドロップアウトした子供への支援も踏まえながら、進路選択をどうするかという。いろいろな道があるのだということを、ぜひこの年代の子供たちに知らせていただけるようにしていただければと思う。

あと、(6)の保護者の方が抱える不安ということなのだが、親の孤立感だとか、それから、子供が不登校になってしまったという親の自責の念だとか、いろいろなことを考えられているようなので、保護者への情報提供だけではなくて、そういう保護者の不安にまさに寄り添った対応が必要かと思った。なかなかこれを払拭できるというのは時間がかかるように思った。

それから、(7)の民間団体との連携に向けた検討ということなのだが、私の関わっているところでも、不登校の子供が毎年のように来ている。ここの勉強が楽しいと言っているわけだが、学校の学習が悪いというわけではなくて、私を感じるところで、いろいろな子供に関わる、不登校の子供に関わる機関がそれぞれ何かできることをやっていって、その子に合った機会が提供できればいいのかと思った。学校でできないところを例えば民間の団体がやるとか、それもそれぞれの特色があるかと思うので、こういう民間団体の連携というのもぜひ充実していただければと思った。

すごく項目としてはすばらしい方向性だと感じるので、あと、この中身が子供や保

護者の方に沿った取組になっていただければありがたいと感じたところである。

補足なのだが、「あさイチ」というNHKの番組で不登校のことを2日連続でやっていて、あれが物すごく私にとっては印象に残っていて、逐語録を起こしている状況なのだが、とても印象に残るようなお話が数多くあった。

以上である。どうもありがとう。

学校教育支援センター所長

ただいま委員から様々なご助言をいただいた。本当にありがとう。

今回、不登校対策方針としてお示しさせていただいたものは、今後の教育委員会として考える方向性についてお示しをさせていただいた。まず重要なのは、早期支援の実施ということで、支援の体制の強化、それから、多様な支援をやっていくということで考えている。

今回お示したのは方針なので、今後、これにのっかって、それぞれの事業については検討していく。事業の検討の際には、委員からいただいた様々なご助言を踏まえ、具体的な検討を進めていきたいと考えている。

今後の支援に当たっては、子供たちの気持ちと、それから、保護者の不安に寄り添った多様な支援をしっかりとやっていきたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

では、この方針に基づいて、様々な取組に着手させていただきたいと思う。

第2子保育料の無償化について

教育長

それでは、次に報告の 番をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等があったらお願いします。よろしいか。

令和5年度練馬子ども議会の開催結果について

教育長

それでは、 番が終わり、 番をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等あったら、願います。  
仲山委員。

仲山委員

3の政策提言のテーマおよびグループ名の中の(3) 練馬区のゼロカーボンシティの実現を1秒でも早くするためにという、このところに関して、どんな提言があったのかということ、少し詳しく教えていただけるか。

青少年課長

様々な提言をいただいたが、主にごみの減量に向けた提言をしていただいた。例えば、ごみの分別に関する情報発信の強化であるとか、ごみにどれだけ水分が含まれているのかを知ってもらうために、小学生向けイベントで、水を含んだスポンジと含まないスポンジを袋に入れて、持って比較するようなイベントをしたらどうか、そういった提案をいただいたところである。  
以上である。

仲山委員

ゼロカーボンシティとどうつながるのかと、少し思うのだが。

青少年課長

ごみの減量化によって、二酸化炭素を減らすと。そういう趣旨であった。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかはないか。  
では、 の説明については、以上とさせていただきます。

その他

教育長

その他で、2点、ご報告がある。

学務課長

私から、令和6年度入学練馬区立中学校学校案内の配布について、ご報告させていただきます。  
例年、この時期にご報告しているものである。今般、令和6年度入学練馬区立中学校の学校案内が完成した。こちらについては、来年4月の中学校入学に向けて、これから保護者、児童が進学先を選択するに当たり、中学校生活の概要や、各学校の特徴

をまとめた冊子を毎年発行しているものである。

保護者、児童については、区立小学校については各学校を通じて配布している。また、国都府立の小学校に通っていらっしゃる児童については、郵送にて配布をしているところである。

ご報告は以上である。

教育長

これについて、何かあるか。

では、この件については、以上とさせていただきます。

次の報告について願います。

青少年課長

私から、今年度の練馬区成人の日のつどいの開催について、口頭にてご報告をさせていただきます。

開催場所については、練馬文化センターが改修工事のため、昨年度に引き続き、日本大学芸術学部江古田キャンパスでの開催を予定している。

開催日時は、令和6年1月8日月曜日祝日である。午前の部は午前11時から、午後の部は午後2時半からの開催を予定している。

周知についてである。今後、9月11日号ねりま区報、区ホームページ等で開催日時および開催場所をお知らせする。

会場での実施内容など、詳細が決まったら、改めて本教育委員会にご報告させていただきます予定である。

私からの報告は以上である。

教育長

ただいまの報告について、何かあるか。よろしいか。

それでは、当方でご用意した案件については、以上である。

事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにない。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。

仲山委員。

仲山委員

新学期が始まったわけだが、大きな問題とかはなく順調に始まっているか。

教育指導課長

9月1日に始業式があったので、私どもも教育指導課のほうから指導主事が数名、小学校、中学校の様子を見てきた。特に1学期に少し課題のあった学級とか、それから、子供たちの様子などを見てきたが、どの学校も、そういった子供たちへの配慮とか、また、カバーできるような体制を整えながら、順調に始業式がスタートできたというところを、今思っているところである。

ただ、まだ始まったばかりなので、この後、2学期が順調に軌道に乗るまで、学校と連携して進めていきたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

それでは、これをもって、第17回教育委員会定例会を終了する。長時間にわたり、お疲れさま。